

<報道発表資料>

令和3年11月2日

個人情報を含む書類の誤発送について

労働争議のあっせん開始通知を送付する際、誤って別の申請者の労働争議あっせん申請書を同封して郵送してしまった事案が発生しました。

1 誤発送の概要

労働争議のあっせんを開始するに当たり、被申請者に対しては開始通知及び申請者からの労働争議あっせん申請書を送付することとしています。

このたび、この開始通知を送付する際、誤って別の申請者の申請書を同封して郵送してしまいました。

2 申請書の主な内容

- ・申請者及び被申請者情報（名称、所在地、電話番号、代表者名、組合員数、結成年月日 等）
- ・調整事項（あっせんしてもらいたい事項）
- ・申請者の主張要旨等

3 対応

11月2日午後、被申請者から送付した資料一式を回収するとともに、該当する申請者及び被申請者に対して、経緯の説明及び謝罪を行いました。

4 再発防止策

郵送する際は、複数の職員で宛名と内容物が一致しているか確認を徹底します。
関係職員に対して業務で取り扱う個人情報の重要性を再認識させるための研修を実施します。

(参考)

■労働委員会について

労働委員会は、労働組合（労働者）と使用者との間の紛争を、中立・公正な立場で、迅速・円満に解決するために労働組合法に基づき設置された行政機関です。

労働委員会では、解雇や雇止め、賃金・労働時間をはじめとする労働条件などを巡る紛争が生じた場合の労使間の調整や、不当労働行為救済申立ての審査などを行っています。